

'78年「開港阻止・横堀要さい防衛」闘争

北原事務局長ら全被告の重罪反動判決を弾劾する



83.7.23

No. 1398

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)二五三五六・(公衆)〇四七二二二七二〇七

二期阻止決戦への悪うつな事前弾圧

七月二十一日、反動千葉地裁・山中裁判長は、去る一九七八年三月の「開港阻止・横堀要さい防衛闘争」で不当な起訴をうけ、一審公判中であつた空港反対同盟・北原事務局長をはじめとする十九名の「被告」に対し、懲役二年～三年の（執行猶予）の反動判決を下した。これは、何が何んでも二期着工を急がねばならない敵＝政府・空港公団の意をうけて、反対同盟に重圧を加え、組織破壊と闘争の事前弾殺を狙つた悪らつな攻撃であり、二期着工推進のための政治的弾圧である。

「殺人未遂罪」の初適用をもつて、
三里塚闘争の弾殺を狙う

「横堀要さい防衛」の闘いとは、一九七八年の三月、滑走路一本の欠陥空港のまま、とにかく「開港」の形式をとりつくり、反対闘争を解体するためにのみ、政府・空港公団が大量の機動隊とクレーン車はじめ重土木機を投入し、反対同盟の拠点を不法かつ暴力的に破壊する攻撃に抗して、反対同盟と支援の闘いでこの拠点を防衛する全く正当な闘いとして闘われたものである。

この正当防衛の闘いに対して、権力は連日連夜の放水・ガス弾直撃・コンクリート破壊銃等々で、ありとあらゆる凶暴な殺人的攻撃を三日三晩にわたりて加え続け、砦を破壊した上で、たてこもつた仲間に重軽傷を負わした上、不法な長期投獄を続けてきたのである。

そして、去る二月に行われた論告求刑公判では、検察側は、何と「殺人未遂罪」の重罪を含め、懲役六年から二年六月の重罪求刑を行つてきていたのである。現職総理大臣・中曾根がわざわざ千葉に乗り込んで、「二期早期推進」「用地買収＝反対同盟解体」にむけて、全権力機構と地元反動勢力の総決起を煽りたてた（六月二十一日）ことをうけて、反動千葉地裁は、執行猶予つきとはいえ全く不当にも初の「殺人未遂罪」を適用し、二期着工攻撃を前に、反対同盟の必死の実力反撃を圧殺せんと最大限のどう喝を加えてきたのである。絶対に許せない攻撃である。

中曾根の「二期推進」号令をうけた
政治的・反動判決

権力のこの横堀要さい破壊にはじまる今回の北原事務局長ら全「被告」への重罪攻撃は、徹頭徹尾不法・不当なものである。

まず何よりも、彼らの「横堀要さいが飛行の阻害物」だから、「航空法違反」の容疑で破壊するという口実そのものが、デタラメなものである。

この反動判決の意図は明らかである。いよいよ敵は二期着工の強行にむけて反対同盟破壊・実力決起への予防弾圧にうつてでてきたのである。
六月の中曾根の「二期推進」号令を機に、つぎつぎと、成田市長、千葉県議会等がこれを受けて対策に移る決意を表明している。三里塚現地では、脱落派の支援をうけて成田用水工事のくいうちを強行しはじめ、反対同盟は連日の果敢な実力阻止闘争に入っている。

その攻撃の最頂点に、8・8パイプライン供用開始攻撃があるのである。
不屈に闘う敷地内を守りぬき、一部脱落派の逃亡・裏切りを粉碎して、二期着工を阻止しよう。

7・31集会・8・8闘争の成功をかちとり、10・9三里塚大闘争の爆発をかちとろう。